

○学校法人大東文化学園特定個人情報等の安全管理に関する規程

平成27年7月29日

制定

改正 平成28年9月28日 令和2年10月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下、「番号法」という。）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の基本理念を踏まえ、個人番号その他の特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）は個別識別性が極めて高いことに配慮し、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることを基本に、学校法人大東文化学園（以下、「学園」という。）が保有し、又は取得する個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を定めることにより、特定個人情報等の適正な取得、保管、利用、提供、廃棄等を図り、もって特定個人情報等の安全管理に資することのほか、学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程（以下、「個人情報保護規程」という。）の特例を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の定義は次の通りとする。

(1) 個人番号

番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。

(2) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(3) 特定個人情報等

個人番号その他の特定個人情報をさす。

(4) 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するもの）のことをいう。

(5) 個人番号利用事務実施者

個人番号利用事務（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処

理する者がその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務)を処理する者及び個人情報利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(6) 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務(個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務)を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

2 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、個人情報保護規程第2条の定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人情報データベース等
- (3) 個人データ
- (4) 本人
- (5) 教職員等
- (6) 学生・生徒等  
(事務の範囲)

第3条 学園が特定個人情報等を取扱う事務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 社会保障分野に関する事務
- (2) 税分野に関する事務
- (3) 前各号に定めるもののほか、番号法第9条別表第1に定められたものであって、学園が行政機関等に提出する義務がある事務  
(特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において、学園が取扱う特定個人情報等は次のとおりとする。

- (1) 第26条に基づき本人確認の措置を実施する際に提示を受けた個人番号を含む本人確認書類(個人番号カード等)及びこれらの写し
- (2) 学園が、個人番号利用事務実施者である行政機関等に提出するために作成した法定調書及びそれらの写し
- (3) 前各号に定めるもののほか、学園が特定個人情報等を取扱う事務の範囲内であって、当該事務にあたり個人番号と関連付けて取得し、または保管している情報  
(指針)

第5条 学園における特定個人情報等の取扱いに関する指針(以下、「ガイドライン」とい

う。)は、別にこれを定める。

## 第2章 特定個人情報等の管理組織及び体制

### 第1節 組織的安全管理措置

(責務)

第6条 学園は、特定個人情報等の安全管理措置に関し必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報等安全管理責任者)

第7条 学園は、設置する学校等及び法人事務部門に特定個人情報等安全管理責任者(以下、「安全管理責任者」という。)を置き、安全管理責任者には、個人情報保護規程第4条に規定する「個人情報管理責任者」をもって充てる。

2 安全管理責任者は、特定個人情報等の安全管理に関し、総括的責任と権限を有するものとする。

(事務取扱責任者)

第8条 安全管理責任者は、教育組織又は事務組織ごとに特定個人情報等事務取扱責任者(以下、「事務取扱責任者」という。)を選任し、必要な事務を行わせ、これを管理・監督しなければならない。

(事務取扱担当者)

第9条 学園において、特定個人情報等を取扱うすべての教職員等は特定個人情報等事務取扱担当者(以下、「事務取扱担当者」という。)である。

(委員会)

第10条 学園は、第1条に定める目的を達成するため、学校法人大東文化学園特定個人情報等安全管理委員会(以下、「安全管理委員会」という。)を置く。

2 安全管理委員会は、個人情報保護規程第7条に規定する学校法人大東文化学園個人情報保護委員会(以下、「保護委員会」という。)をもって構成する。

3 安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定個人情報等の安全管理措置に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 安全管理責任者から特定個人情報等の取得、保管、利用、提供、廃棄等について付議された事項
- (3) 個人番号の不正利用または情報漏洩事件等が生じた場合の調査及び対策に関する事項
- (4) この規程を運用するにあたって生じた疑義その他解釈上の諸問題についての判断、基準等の提示に関する事項

- (5) 特定個人情報等の安全管理に関する教育及び研修計画の立案並びにその実施に関する事項
- (6) ガイドラインの制定及び改廃に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、特定個人情報等の安全管理に関する重要な事項

## 第2節 人的安全管理措置

(特定個人情報等に係る事務等の明示)

第11条 事務取扱責任者は、ガイドラインの定めに基づき事務取扱担当者及び当該事務の内容等を明確にしておかなければならない。

(事務取扱状況の記録)

第12条 事務取扱担当者は、当該事務の遂行にあたり、次の各号に掲げる事項を併せて行う。

- (1) 本規程に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績の記録
- (2) 特定個人情報等の取扱状況を確認する手段の整備
- (3) 前各号に定めるもののほか、取扱状況の記録に関してガイドラインで定める事項

(事務取扱担当者の監督)

第13条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の取扱いが適正に行われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な管理・監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 学園は、事務取扱担当者に対して特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育及び研修を実施しなければならない。

## 第3節 物理的・技術的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第15条 学園は、必要かつ適切な物理的安全管理措置を講じるため、主に次に掲げる項目を行わなければならない。

- (1) 特定個人情報等を取扱う区域の管理
- (2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- (3) 電子媒体等を持ち出す場合の漏洩等の防止
- (4) 個人番号の削除、機器及び電子媒体の廃棄
- (5) 前各号に定めるもののほか、ガイドラインで定める事項

(技術的安全管理措置)

第16条 学園は、情報システムを利用して個人番号を取扱う場合、必要かつ適切な技術的

安全管理措置を講じるため、主に次に掲げる項目を行わなければならない。

- (1) 事務取扱担当者が取扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するためのアクセス制御
- (2) 前号に係るアクセス認証機能の整備
- (3) 外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みの整備
- (4) 通信経路における情報漏洩等を防止するための措置
- (5) 前各号に定めるもののほか、ガイドラインで定める事項

#### 第4節 安全管理措置の見直し

(自己点検)

第17条 事務取扱責任者は、特定個人情報等の安全管理措置が法令及び学園規則に準拠し、適切に運用されているか定期的に検証し、安全管理責任者に報告しなければならない。

(監査)

第18条 学園は、特定個人情報等の取扱いが法令及び学園規則に準拠し、適正に執行されているか検証するため監査を行わなければならない。

### 第3章 特定個人情報等の適正管理

#### 第1節 個人情報保護規程の特例等

(個人情報保護規程の特例等)

第19条 特定個人情報等に関しては、個人情報保護規程第12条第1項及び第4項並びに第14条第1項第1号、第4号及び第5号並びに第18条第1項及び第2項、並びに第26条、第28条の規定は適用しないものとし、個人情報保護規程の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

[上欄]	[中欄]	[下欄]
読み替えられる個人情報保護規程	読み替えられる字句	読み替える字句
第12条第2項及び第3項	個人情報取扱者	事務取扱担当者
第13条第1項本文	個人情報取扱者は、…管理責任者に…	事務取扱担当者は、…安全管理責任者に…
第14条第1項第2号	法令に基づく場合	番号法第9条第4項の規定に基づく場合
第14条第1項第3号	本人	本人の同意があり、又は本人

第14条第1項第6号	理事長又は管理責任者が、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認めるとき	安全管理責任者が、当初の利用目的と相当の関連性を有することに合理的な理由があると認める場合で、かつ、あらかじめ利用目的の変更について本人に通知等しているとき
第18条第4項及び第5項	管理責任者は…	安全管理責任者は…
第33条	保護委員会及び保護委員並びに…	安全管理委員会及び安全管理委員並びに…

## 第2節 特定個人情報等の提供

### (提供の制限)

第20条 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる場合を除き、特定個人情報等を第3者に提供してはならない。

- (1) 個人番号利用事務実施者への提供
- (2) 個人番号関係事務実施者への提供
- (3) 本人又は代理人への提供
- (4) 委託、合併に伴う提供
- (5) 情報提供ネットワークシステムを通じた提供
- (6) 国の個人情報保護委員会からの提供の求め
- (7) 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供
- (8) 人の生命・身体又は財産の保護のための提供

2 前項の提供は、理事長の承諾を得て、個人情報保護規程第18条第4項に掲げる事項について必要な措置を講じた後でなければならない。

### (第3者提供の停止)

第21条 学園は、本人から、当該本人の特定個人情報等が前条の規定に違反して第3者に提供されているという理由によって、当該特定個人情報等の第3者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定個人情報等の第3者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第3者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第3者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(委託先の監督)

第22条 学園は、特定個人情報等に関する業務を学外に委託するときは、個人情報保護規程第17条で定める措置のほか、当該委託に係る事務において取扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、ガイドラインの定めに基づき当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### 第4章 特定個人情報等の取得及び利用の制限

##### 第1節 特定個人情報等の取得の制限

(個人番号の取得)

第23条 事務取扱担当者は、個人番号を取扱う事務を処理するために必要な範囲内で、本人又は他の個人番号利用事務実施者又は他の個人番号関係事務実施者に対し、個人番号の提供を求めることができる。

(取得・保管の制限)

第24条 事務取扱担当者は、前条に定める場合を除き、特定個人情報等を取得し、又は保管をしてはならない。

(利用目的の通知)

第25条 学園は、第23条に基づき特定個人情報等を取得する場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

(本人確認)

第26条 事務取扱担当者は、本人から個人番号を取得する場合は、当該提供をする者から個人番号カードその他の個人番号確認書類及び当該書類等に記載された事項がその者に係るものであることを証するものであることを確認するため、法令で定められた措置を行わなければならない。

2 前項において、本人の代理人から特定個人情報等の提供を受ける場合は、前項のほか法令で定められた、その者の代理人たる地位及び身元の確認を行わなければならない。

##### 第2節 特定個人情報等の利用の制限

(利用目的)

第27条 事務取扱担当者が取扱う特定個人情報等の利用範囲は第3条に掲げた個人番号を取扱う事務の範囲内とする。

(利用目的を超えた個人番号の利用禁止)

第28条 事務取扱担当者は、本人の同意に関わらず、取得した特定個人情報等をその利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。ただし、第19条並びに個人情報

保護規程第14条で定めるものについてはこの限りではない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第29条 事務取扱担当者は、第3条に規定された事務を行うために必要な範囲内でのみ、特定個人情報ファイルを作成することができる。

### 第3節 保管・廃棄

(保管制限)

第30条 学園は、第3条に規定された事務を行う必要がある場合に限り、特定個人情報等を保管し続けることができる。

2 前項の規定に関わらず、特定個人情報等であって、法令によって保管期限が義務付けられている書類等は、その期間保管しなければならない。

(廃棄)

第31条 特定個人情報等の廃棄は、前条に基づく保管の必要性がなくなった場合、個人情報保護規程第31条及びガイドラインの定めに基づき速やかに行わなければならない。

### 第5章 特定個人情報等の開示等及び苦情相談等の処理等について

(自己に関する特定個人情報等の開示及び訂正等)

第32条 教職員等及び学生・生徒等は、個人情報保護規程第22条第1項及び第5項又は第23条第1項若しくは第24条第1項に基づき、学園が保有する自己に関する特定個人情報等の開示、訂正又は削除、利用停止等を請求することができる。

2 学園は、前項の規定により開示、訂正又は削除、利用停止等の請求があった場合には、個人情報保護規程第22条第2項、第3項及び第4項、第23条第2項又は第24条第2項及び第5項に基づき適切に対応しなければならない。

(苦情相談等の処理について)

第33条 学園は、特定個人情報等の取扱いに関する苦情相談等の申出（以下、「苦情相談等案件」という。）について、個人情報保護規程第25条、第26条、第27条及び第28条に基づき、適切、かつ、迅速に処理を行うとともに、必要な措置と体制の整備に努めなければならない。

(不服申立てについて)

第34条 教職員等及び学生・生徒等は、第32条に定める自己情報の開示、訂正又は削除、利用停止等の請求に基づいてなされた措置に不服がある場合は、個人情報保護規程第29条第1項に基づき、不服申立てを行うことができる。個人情報保護規程第28条第4項の規定による苦情相談等案件に係る不服申立ての場合も同様とする。

## 第6章 情報漏洩事件等

(個人番号の不正利用又は情報漏洩事件等への対応)

第35条 教職員等は、事務取扱担当者が本規程並びに番号法その他の法令に違反している事実又は兆候を把握した場合（以下、「個人番号の不正利用」という。）、又は情報漏洩等の事案の発生又は兆候を把握した場合（以下、「情報漏洩事件等」という。）は、直ちに事務取扱責任者を通じて安全管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項に定める報告を受けた安全管理責任者は、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、安全管理委員長に報告しなければならない。
- 3 安全管理責任者は、個人番号の不正利用又は情報漏洩事件等によって影響を受ける可能性のある本人に対して、速やかに通知を行わなければならない。
- 4 安全管理委員長は、速やかに安全管理委員会を開催し、個人番号の不正利用又は情報漏洩事件等の発生の経緯、被害状況等の調査を行い、理事長に報告しなければならない。
- 5 安全管理委員会は、個人番号の不正利用又は情報漏洩事件等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 安全管理委員会は、前2項に定める調査、原因の分析及び措置（以下、「調査等」という。）を迅速、かつ、効果的に行うために、必要に応じて個人情報保護規程第25条における学校法人大東文化学園個人情報保護審査委員会の協力を得て、共同して対応することができる。
- 7 安全管理委員会は、調査等を行うために、必要があると認めるときは、関係部署等から資料等の提供を求め、又は安全管理委員以外の者に会議への出席を求めるなどし、事情を聴取することができる。
- 8 理事長は、安全管理委員会からの調査等結果に基づき、個人番号の不正利用又は情報漏洩事件等の事実関係及び調査等の結果を番号法及びその他法令の定めるところにより主務大臣等に報告し、事実関係及び再発防止策を公表しなければならない。

## 第7章 雑則

(規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、安全管理委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

### 附 則

この規程は、平成27年10月5日より施行する。

### 附 則（平成28年9月28日）

この規程は、平成28年9月28日より施行する。

附 則（令和 2 年10月28日）

この規程は、令和 2 年10月28日から施行する。